

## 議会運営委員会

令和4年2月18日（金曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員長	齊藤誠之	副委員長	星宏子
委員	山形紀弘	委員	中里康寛
委員	森本彰伸	委員	鈴木伸彦
委員	小島耕一	委員	大野恭男

### 欠席委員（なし）

### オブザーバー（2名）

議長	松田寛人	副議長	相馬剛
----	------	-----	-----

### 説明のための出席者（12名）

市長	渡辺美知太郎	副市長	渡邊和明
副市長	亀井雄	企画部長	小泉聖一
総務部長	小出浩美	市民生活部長	磯真
建設部長	関孝男	保健福祉部長	鹿野伸二
都市計画課長	鈴木隆行	総務課長	平井克巳
総務課長補佐	菊地直路	行政係長	佐藤吉将

### 出席議会事務局職員

事務局長	増田健造	議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子
議事調査係長	佐々木玲男奈	主査	飯泉祐司
主任	伊藤奨理		

### 議事日程

1. 開会
2. 挨拶
  - ・委員長

・議長

・市長

### 3 協議事項

#### (1) 令和4年3月那須塩原市議会定例会議について

##### ①提出案件について

○市長提出案件	47件
・同意案件	2件
・補正予算案件	7件
・当初予算案件	9件
・条例案件	14件
・契約案件	1件
・財産の処分案件	1件
・計画案件	7件
・協議案件	1件
・報告案件	5件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件	2件
---------	----

(即決案件)

(追加案件)

##### ②議案に対する質疑・討論について

##### ③会派代表質問(通告会派4会派)について

##### ④市政一般質問(通告者14人)について

##### ⑤請願・陳情等の取り扱いについて

○新規に受理した請願・陳情等・・・4件(別紙請願・陳情等文書表)

##### ⑥会議日程について

○会議日程は2月25日(金)から3月23日(水)まで

○日程(別紙案)

#### (2) 議会基本条例第11条に基づく計画について

#### (3) 3月定例会議の対応について

### 4 閉会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

今日は、議会運営委員会のほうにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから議会運営委員会、開会いたしたいと思えます。

—————◇—————

◎議長挨拶

○齊藤委員長 それでは、続きまして議長より挨拶をいただきます。

松田議長、お願いいたします。

○松田議長 皆さん、おはようございます。

今度、3月議会ですけれども、重要な案件がたくさんございます。いろんな計画案件も様々でおりますので、慎重審議をしていただきまして、3月議会迎えたいと思えますので、ぜひとも、御協力をお願いいたします。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎市長挨拶

○齊藤委員長 続きまして、渡辺市長、御挨拶をお願いいたします。

○渡辺市長 議長と共に苦労を分かち合った市長でございます。

濃厚接触者、先々週に濃厚接触者になりまして、缶詰生活を送らせていただきました。自宅待機、やっぱり大変だなというのを、やっぱりなかなかひとり親家庭の方とか、あるいは子供が感染して、親まで移っちゃった場合とか、あと、やっぱりフ

リーランス、私の場合は、別に自宅待機になっても収入は保証されているわけですが、フリーランスの方なんて、本当に生活に直結するような問題だなというのを、改めて感じて、市はこれまでも、様々な支援をしてまいりましたが、今後、自分の経験を生かして、困っている人に手が差し伸べられるような施策を考えていきたいなというふうに思っております。

感染者、東京なんかでは、ピークは過ぎたのではないかとされておりまして。現在、那須塩原も64歳以下の方も順次接種券が来ておりますし、3回目接種もかなり枠が埋まっております。4月には、対象者の95%ぐらいの方が枠としてはなる予定ですので、現在も9割ぐらい終わっておりますので、4月頃にはかなり落ち着いてくるのかなというふうに思っております。交互接種などもそんなに不安の声を聞いてはおりませんし、私自身もそうでしたので、春先には、どこまで続くか分からないけれども、一時的には抑制できるものではないかというふうに期待をしております。

今回、御提案申し上げますのは、人事案件が3件、令和3年度補正予算案件7件、令和3年度当初予算案件9件、条例の制定及び改正案件14件、契約の変更案件1件、財産の処分案件1件、計画案件7件、公の施設の区域外設置に関する案件1件、専決処分の報告案件5件の計47件であります。

2月会議は、議長のおっしゃったように、重要な案件様々入っております。この後、総務部長が概要を説明しますので、よろしく申し上げます。

それから、議会基本条例第11条に該当する計画等の協議についても、担当部長が説明いたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

○齊藤委員長 市長ありがとうございました。

◇

◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、3番の協議事項に入らせていただきます。

まず、(1)令和4年3月那須塩原市議会定例会議について、まずは、①の提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 令和4年3月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております市長提出案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり47件となっておりますので、各案件の取扱いについて御審議くださいますようお願いをいたします。

なお、過日の議員全員協議会において、説明を行った案件については、本日の説明を省略させていただきます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

初めに、同意第1号 那須塩原市教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、臼井祥朗委員が本年3月23日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求められます。

次に、同意第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

本案は、1名の委員が本年6月30日をもって任期満了となることから、鈴木幸江氏を新たに推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第1号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第10号)、次に、議案第2号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、次に、議案第3号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、次に、議案第4号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第4号)、次に、議案第5号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)、次に、議案第6号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)、次に、議案第7号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第2号)、以上の7件の令和3年度補正予算案件を提出をいたします。

次に、議案第8号 令和4年度那須塩原市一般会計予算、それから、次に、議案第9号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算、次に、議案第10号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算、次に、議案第11号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計予算、次に、議案第12号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計予算、次に、議案第13号 令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計予算、次に、議案第14号 令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算、次に、議案第15号 令和4年度那須塩原市水道事業会計予算、次に、議案第16号 令和4年度那須塩原市下水道事業会計予算、以上9件の令和4年度当初予算案件を提出をいたします。

次に、議案第17号 那須塩原市自治会活動の促進に関する条例の制定について、次に、議案第18号 那須塩原市墓地管理基金条例の制定について、次に、議案第19号 那須塩原市木の俣園地条例の制定について、次に、議案第20号 那須塩原市有墓地条例の全部改正について、次に、議案第21号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について、次に、議案第22号 那須塩原市職員の勤務時

間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、次に、議案第23号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、次に、議案第24号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、次に、議案第25号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について、次に、議案第26号 那須塩原市手数料条例の一部改正について、次に、議案第27号 那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正について、次に、議案第28号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について、次に、議案第29号 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の一部改正について、次に、議案第30号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について、以上の14件の条例の制定及び改正案件を提出いたします。

次に、議案第31号 契約の変更について、この案件を提出いたします。

次に、議案第32号 財産の処分について、この案件を提出いたします。

次に、議案第33号 那須塩原市DX推進戦略について、次に、議案第34号 那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画について、次に、議案第35号 那須塩原市気候変動対策計画について、次に、議案第36号 那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画について、次に、議案第37号 那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画について、次に、議案第38号 那須塩原市学校教育情報化推進計画について、次に、議案第39号 那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略について、以上7件の計画案件を提出いたします。

次に、議案第40号 公の施設の区域外設置に関する協議について、この案件を提出いたします。

次に、5件の専決処分の報告案件について説明いたします。

これらの案件は、いずれも地方自治法第181条の規定により専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、報告第1号 専決処分の報告について、契約の変更でございます。

本案件は、令和3年度第2回那須塩原市議会定例会において議決をいただき、谷黒・生駒特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしました、いちご一会とちぎ国体馬術競技会場整備工事について、契約の変更を行ったものであります。

変更の内容については、目隠しフェンス設置工事及び馬場砂止め工事の新規実施等により、1,145万1,000円を増額したものであります。

次に、報告第2号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、令和3年10月26日、那須塩原市島方において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況は、国道4号線において、市側車両が信号待ちをしていたところ、下り坂であったため、車両が前方に動き、停車していた相手側車両に追突し、損傷させたものであります。

なお、この事故については、物損事故に係る示談が先に成立したことから、物損事故分と人身事故分とに分けて専決処分を行っております。

そのため、報告第2号で物損事故分を、また、次の報告第3号で人身事故分を報告いたしますので、あらかじめ御理解くださいますようお願いいたします。

次に、報告第3号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、先ほど説明いたしましたとおり、令和3年10月26日、那須塩原市島方地内において発生

した事故に関し、その人身事故分を報告するものであります。

次に、報告第4号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、令和3年9月21日、那須塩原市箕輪において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況は、市側車両が、市道洞島青木線から、市道東那須野高林線に向かい、十字路を右折したところ、左側から直進してきた相手側車両を発見できずに衝突したものであります。

次に、報告第5号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、令和3年11月9日、那須塩原市東関根地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況は、相手側車両が市道東関根関根481号線を走行していたところ、道路上の穴に右前輪が落ち、タイヤを破損したものであります。

以上、47件の案件につきまして、市議会定例会議への提出を予定しております。よろしく申し上げます。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、即決案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長 即決の取扱いをお願いしたいものは9件でございます。

初めに、同意第1号 那須塩原市教育委員会委員の任命について、次に、同意第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

以上、2件につきましては、人事案件でありま

すので、即決としてお願いいたします。

次に、議案第1号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第10号)、次に、議案第2号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、次に、議案第3号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、次に、議案第4号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第4号)、次に、議案第5号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)、次に、議案第6号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)、次に、議案第7号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第2号)、以上7件につきましては、年度末を控えた各事業費の過不足調整などに係る令和3年度補正予算案件であり、いずれも予算執行の期間を確保したいことから、即決でお願いいたします。

以上、9件について、お願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの即決案件の説明に対し、委員の皆様から質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの説明がありました同意案件2件及び補正予算案件7件の計9件は、即決扱いとすることで異議ございませんか。丸印でお願いいたします。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいまの即決案件の9件及び報告案件5件を除く33件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、執行部のほうで追加案件はございますでしょうか。

総務部長。

○小出総務部長 追加議案として、最大で4件を予定しております。

初めに、令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）でございます。

本案は、子育て世代への臨時特別給付金給付事業費に関し、令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）に昨年12月末日を基準として必要となる経費を計上しておりますが、過日国の制度として、本年2月末日を基準とする新たな事業が決定いたしました。現在、必要となる経費を精査中ではありますが、議会開会日までに調整を完了し、議案として提出することは困難であるため、本定例会議中の会期中に追加議案として提出したいと考えております。

必要となる予算額は約400万円を見込んでおり、この財源は全額国庫補助となります。

次に、専決処分 の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

専決処分 の報告について、本定例会の会期中に最大で3件の示談の見込がありますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には、追加議案として提出したいと考えております。

以上、4件について、お願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加議案の説明に対し、委員から質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りをいたします。

補正案件について、どのように取り扱うべきか、御意見を伺います。

森本委員。

○森本委員 即決でよろしいかと思えます。

○齊藤委員長 そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、ただいまの説明がありました補正予算案件が提出された場合は、最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、追加報告案件については、最終日に報告を受けるとすることで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてでございますが、何か予定されているものはございますか。

係長。

○佐々木議事調査係長 議会案件でございますが、2件予定してございます。

今、御通知申し上げましたけれども、まず、1件目でございますが、委員会条例の一部改正ということで、戦略推進局が令和4年度からなくなることに伴いまして、委員会条例の一部を改正する、こちらの議案を提出したいというふうを考えております。

もう1点でございますが、会議規則の一部改正でございます。

こちらにつきましては、議員の派遣に関するものについて、本会議ではなくて、議長限りで決定できるとするように改正する内容でございます。

以上2件を予定しております。

説明は以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの2件につきましては、初日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件の追加案件はございますか。係長。

○佐々木議事調査係長 議会提出の追加案件でございますが、最大で4件予定しております。

1点目でございますが、議会基本条例の一部改正ということで、ICTの活用に関する条文を追加するものでございます。

2点目でございますが、会議規則の一部改正でございます。こちらも、オンライン会議の関係、会議規則の附則に、オンライン会議に関する規定でございますが、こちらについて、オンライン会議と明記するという改正内容でございます。

3点目でございますが、先日の議員全員協議会で議会運営委員会のほうから報告をいたしました政治倫理条例の一部改正、こちらが3点目でございます。

それから、4点目でございますが、本3月定例会議に合わせて、陳情が何件か提出されてございますので、陳情の結果によっては意見書が予定されております。

説明につきましては以上です。

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がありました案件については、最終日に追加上程し、即決扱

いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり1議題につき1人10分以内、賛成、反対、各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。

今回、4会派からの通告がございます。

質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、14名の通告者がございます。

質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



○齊藤委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤請願・陳情等の取扱いと委員会付託についてを議題といたします。

内容等について事務局から説明をお願いします。  
係長。

○佐々木議事調査係長 今定例会議に合わせて、陳情が4件提出されてございます。

請願・陳情等文書表を御覧ください。

まず、1点目でございますが、那須特別支援学校寄宿舎の存続に関する陳情でございます。

こちら、提出者につきましては、そちら陳情者の欄に記載されている赤平さんという方から提出されてございます。

陳情の趣旨ですが、閉鎖が決定した那須特別支援学校寄宿舎の件に関して、説明と話し合いを求める意見書を栃木県に提出することを求める陳情でございます。

2、3、4の陳情につきましては、同一の方、陳情者でございますけれども、栃木命と人権を守る市民の会から提出されてございます。

まず、陳情第2号につきましては、日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関する強要が違法行為であることを、市民及び職場、学校への周知徹底の陳情でございます。

陳情第3号でございますが、こちらは、新型コロナウイルスのワクチンのリスクとベネフィット、両方の情報開示の徹底に関する陳情。

陳情第4号は、新型コロナワクチン接種後の健康被害についての被害者相談窓口の設置に関する陳情となっております、いずれも、こちらの件名にあるとおりの内容を求める陳情となっております。

説明は以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

それでは、取扱いについてお諮りをいたします。

まず、陳情第1号について、どのように取り扱うか、御意見を伺いたいと思います。

山形委員。

○山形委員 那須特別支援学校のことなんで、地元那須塩原市のことでございます。それで、これは福祉教育のほうに付託されてはいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか、御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ほかに意見はないようなので、陳情第1号については、福祉教育常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第2号について、どのように取り扱うのか、御意見を伺います。

森本委員。

○森本委員 私も昨日資料が届いて目を通して見たんですけども、新型コロナワクチンの接種やマスクの着用を強制することなどの感染予防対策の強要をするということが、ハラスメントになるのか、または違法になるのかという部分というのは、ちょっと意見の分かれる部分であるのかなという部分もあるかなと思います。

市議会として、それを違法であるということ、判断するというのはちょっとそぐわないのかなという気がするんですね。裁判所というわけでもないですし、そんな中で、ハラスメントを、前回マスク着用に関する陳情も上がってきましたけれども、それに関しましても、条例を市のほうでもつくっているという部分もありますんで、これに関しましては、委員会回付という形でよろしいん

じゃないかな。だから、福祉教育常任委員会での委員会回付という形で、こういう意見がありますよということを、委員の中に周知するという形がよろしいんじゃないかなというふうに考えます。

○齊藤委員長 そのほか、御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、ほかに意見がないようなので、陳情第2号については、福祉教育常任委員会に回付することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第3号について、どのように取り扱うのか、御意見を伺います。

中里委員。

○中里委員 こちら、新型コロナウイルスのワクチン接種について、可能な限り、市民に副反応だったりだとか、死亡者の人数等を開示しなさいといったような陳情なんですけれども、現在、市とか県では、後、国もそうですけれども、ワクチンによる予防効果、それから、重症化抑制効果として、発熱やアナフィラキシーショックなどのリスクは公表しているわけでありまして、こちらのほうは、福祉教育常任委員会に回付するのが相当であろうかというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか、御意見ございますか。

小島委員。

○小島委員 新型コロナのワクチンで、いろいろと情報は開示されているということでございますけれども、完全にそれが市民に行き渡っているかという、それはないことですので、こういう陳情も、一応陳情を上げるかどうかは、福祉教育常任委員会で判断してもらったほうが私はいいと思いますが。

○齊藤委員長 付託したらどうかという解釈でよろしいですか。

○小島委員 付託したほうがいいということですね。

○齊藤委員長 了解いたしました。

そうしますと、ただいまお二方の委員から、委員会回付か、付託かということで意見が分かれたんですけれども、そのほかの委員の皆さんの御意見もお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長。

○星副委員長 私は回付でいいのではないかと思います。県の側としましても、こちら国の後遺症及び副反応ですとか、死亡者の人数、こちらのほうを公表されておりますので、それに準じてということ、回付でいいのではないかと思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかの議員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

鈴木伸彦委員。

○鈴木委員 私は、これは付託がいいと思います。やっぱり情報開示が完全ではないということ、やはり、那須塩原市は議会としても、こういったものを、申請者の声を聞いて、少しどんな声があるのかなということを聞くことも、本旨ではないんですけれども、そういうことも大事ではないかなと思います。その上で、採択するかしないかということを決めればいいのではないかと思います。

以上です。

○齊藤委員長 大野委員。

○大野委員 ワクチン接種に関して、あとは残念ながら亡くなってしまった人の数とか、県のほうでも発表していますし、国のほうでもしっかりやっているかと思いますので、委員会回付でよろしいんじゃないかというふうに思います。

○齊藤委員長 山形委員。

○山形委員 この陳情の趣旨の中に、広報紙や接種券に開示しということで、私もワクチンの接種のときに、待ち時間の中に、接種券の、待っている間に、しっかりとこの副反応の話とか、後遺症このがありますよということで、市のほうはある程度しっかりとこの陳情の趣旨の内容に沿ったものをしっかりと行っているということとともに、みるメール、LINE等で、しっかりとこの感染者数とかも、情報もしっかりと開示されていると思うんで、私もこの福祉教育常任委員会に回付という形が一番よろしいかなと思います。

以上です。

○齊藤委員長 森本委員、じゃ、お願いします。

○森本委員 これ委員会に付託しても、ちょっとある程度やっていることに対して市に対して、やりましょうとか、そういう部分というのは、ちょっとそぐわないのかなという気が、私はしています。特に、死者数とかというの、ワクチンによってのアナフィラキシーのショックで亡くなったということがはっきり分からない部分があったりとか、そういう危険性だとか、リスクについて説明することはしているわけだし、その正確な人数というものをはっきりと把握できていない部分とかもあると。その中で、県や国、そして市も発表もしているという部分なんで、例えばこれを採択したとしても、これ以上の開示というのはないのかなという気はするんですね。そういう意味で、これは議会として採択するか、不採択とするかという判断をするというよりは、委員の間でこういう認識がある方が市民がいるんですよということを認識するという意味での委員会回付というのが妥当なかなというふうに考えます。

○齊藤委員長 ただいま全員の方から御意見いただきました。人数的には、委員会回付のほうが多い

のですが、小島委員、鈴木委員の考えを再度お聞きしたいと思います。

鈴木委員からお願いいたします。

○鈴木委員 今、ほかの委員さんの意見も伺いましたけれども、そういったことを委員会の中で、審議するのは陳情を受ける趣旨だと思うので、ここで、議運の中で言ったようなことを、もう一度委員会の中で話をされて、その結果をどうするかということが、那須塩原市議会の受け方としていいのではないかと思います。

以上です。

○齊藤委員長 小島委員、お願いします。

○小島委員 私も、今鈴木委員の言った話と同じでして、全く陳情を受けても、何の回答もないということも、やはり陳情を出した方からしてみれば、不満が残るのではないかと。できれば、やはりある程度の判断ができるものについては、那須塩原市議会で今、いろいろ反対とか、賛成とかではないですけども、それを判断するいろいろな意見が出ましたので、そういうものを取り入れながら、やはりこの陳情を採択するか、採択しないかを委員会で検討したほうがいいということです。

○齊藤委員長 陳情を取り扱わなければならないというルールはございませんので、あくまで、我々は請願を第一にしております。陳情の取扱いにつきましても、この議会運営委員会におきまして、皆様に取扱いの方法については、フレーズを提供いたしまして、今回今までであれば、どの委員会に付託しますかというお話があったと思います。我々議員としても、諮ることが難しいものであったり、国の関係であったり、市で関係あったりというところに関しては、取扱いが難しいということで、この委員会回付が出てきたわけです。

実際、先ほど各委員から御意見があったとおり、出てきたものを諮りましょうという形の精神は、

私も全然いいとは思うんですけども、ただ、無責任に陳情の内容、今回、本当だったらタイトルだけだったんですが、この後ろのページもつけていただいたんですね。どう判断していいかわからないからということで、じゃ、例えば、この一つ一つの項目に対して、果たして責任を持って、採択不採択ができるのかということも考えていかないと、明らかに市自体を責任を取りなさいというような文面も入っています。こういったものを議会の一委員会が果たして採択不採択することができるのかということも、私はちょっと危惧しているところがあるんですね。なので、多少書いてある面について、御意見は分かるけれども、その判断、那須塩原市議会は賛成か反対しかありませんから、趣旨採択もございません。そういったところも考えてもう一度皆さんの意見をいただきたいとは思いますが。偏った情報という言い方はすごく失礼なんですけれども、万が一市民に健康被害が起こってしまった場合ということを書いたときに、市の責任がゼロということはないだろうという表記がございます。那須塩原市は手を挙げて、これを奪ってきているわけでもございませんし、国の推進事業に対して、那須塩原市として、こういうことをやっていただけないかという文面であれば、話はいいんですが、ところどころ責任というものがついて回っていますので、ここをちょっと我々議員で語るすることができるのかということですね。そういったところも多分考えて、各皆さんの意見をいただいているんですけども。

森本委員。

○森本委員 委員長のおっしゃるとおりという部分もあって、それと、これ委員会で採択というふうに考えた場合に、情報を開示することが悪いわけではなくて、誤解を受ける可能性もあると、どちらにしても、採択にしても、不採択にしても。誤

解を受ける可能性がある陳情なのかなという気がしています。というのは、これ不採択にして、情報開示することが悪いことだと言っているわけではないわけですよ。要は、結局情報開示はしているわけでなんです。それを、イエスカノーだけの採択、不採択というのを示すというのにも、ちょっと違和感があるのかなというふうに感じます。

プラスその中に入っているような状況を考えると、採択できない部分というのもあるのかなとか、一応それぞれの意見の中であったりとかするという部分で、委員会に対して、採択する、不採択ですというふうに判断するということが、ちょっとそぐわないのかなという気がしたんで、私はやっぱりこれは委員会回付がいいのかなというふうに感じています。

○齊藤委員長 それでは、そのほかの委員の方で。

あと、もう一つ言えば、これは意見書も何もつけていません。趣旨だけを御理解していただけませんかということになりますので、それを行った結果の対応ができないということですよ。そういったところもよく見ていただいて、また御意見をいただくというか、決着が基本的に、ある程度皆様の合意をいただいてでないに進めませんので、現在は、人数で言えば、委員会回付でいいということなんですけれども、この辺も鑑みて、鈴木委員、小島委員いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 自分の考えは変わりません。今の森本委員の話もそうですけれども、一度不採択にするときに、何か不都合があるか。不採択の理由をきちんとつけられればいい。全部の、例えばこれ全部10ということで、内容全部審査していないです、見ていないですけども、これはいいよね。これはでも、違うよねというのをきちんと審議して、その結果、これは本市は不採択ですよという、そう

ということが大事なんだと思っていますので、これを回付にしても、最初からほかの委員が審議しない。

それから、これは付託であるんだけど、やはりほかの議員、那須塩原市全体に投げかけている陳情ですから、ほかの議員も付託された委員会どういう考えを審議をして、どういう結論を出したのかというのを、やはりほかの議員に説明していただくと、やはりコロナという問題ですから、そういったことの考えを、きちんと議員も深めて、親身にして、そういったことが検討できるので、受けてもいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 やはりこの問題は、私ら議員が判断できるレベルではないことは、これは間違いないことだと思うんです。そうはいつても、こういう形で、新たな情報というか、基本的に言えば、国・県の情報じゃない情報をこの人たちは言っているわけですね。そういう中で、こういう人たちの情報をどのように判断するかというのも、議員の、そこで初めてこれを採択するかどうかというのが一つの判断の基準にもなると思いますけれども、そこはやはり議会で判断したほうがいいだろうというのが、私の意見です。

○齊藤委員長 それでは、意見がちょっと平行線なので、大変申し訳ございません。ちょっと暫時休憩にさせていただきます。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の皆様の主張は分かるのですが、議会運営委員会としても、基本的に全会一致を求めるとなると、ここでお2方に対しての意見を、人数でいけば納得していただくというような時間を取らなければならないということになります。ただ、お2人の意志は固いということと、さっきちょっとあまり不適切な発言も1つ入っていたんですが、議会運営委員会は全体的にただ議員に知らせるための仕事ではなくて、この議案がどういうふうになっていくかも考えて判断をする場所でございますから、その委員の皆様々に任せて判断するべきだという意見よりかは、この内容をよく見て判断していただきたいというところが本論なんですけれども、ただ、どうしても意見が平行線ということで、大変申し訳ございませんが、このまま挙手による採決にしていきたいと思うんですが、委員の皆様さんとしてはよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、ただいまの陳情第3号については、福祉教育常任委員会に回付することに賛成の委員の皆様々の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 5名ですね。

それで、一応確認のためにお諮りいたします。委員会付託に賛成の委員の皆様。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 2人。

それでは、委員会回付が賛成多数を占めますので、この陳情第3号については、福祉教育常任委員会に回付するというところで決しました。

それでは、次に、陳情第4号について、どのように取り扱うか、御意見を伺いたいと思います。

山形委員。

○山形委員 この陳情第4号ですか、昨日私もこの趣旨の内容等いろいろ見させていただいて、被害

者相談窓口の設置というふうなことの条文に書いてありますが、現在、新型コロナウイルス対策室のほうで、しっかりと相談窓口も今実際行って、そういう体制でしっかり臨んでいるというふうな朝、ちょっとそういった確認もしました。

また、それに準じて、国のほうでも、厚生労働省のほうにおいても、各都道府県において、しっかりと被害者の相談の窓口に対するテレホンサービス、そういったものも、ちゃんとしっかりと設置されているというふうなことを朝ちょっと調べさせていただいたんで、こちらも、陳情を受けるのではなく、福祉教育常任委員会のほうで回付という形が望ましいと。もう既に設置されているものでございますので、福祉教育のほうに回付という形が望ましいと思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかの委員の皆様、御意見ございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、意見がないようですので、陳情第4号については、福祉教育常任委員会に回付することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑥会期日程についてを議題といたします。

別紙日程案がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、日程案を御覧ください。

案でございますけれども、2月13日金曜日に本会議開会でございます。その日に再開をいたしまして、日程報告、議案の提案説明、それから、即決議案採決。

それから、週が明けまして、2月28日、会派代表質問4会派、それから、質疑の通告書の締切りを同日の午後5時を予定しております。

3月1日につきましては、県立高等学校の卒業式が予定されていますので休会。

その後、2、3、4、3日間につきましては、市政一般質問各4人。

週が明けまして、3月7日、市政一般質問2人、それから、議案質疑、それと、関係委員会への議案の付託。その後、8、9、11、14、この4日間を委員会日程としたいと思います。

なお、3月10日につきましては、市立中学校、義務教育学校の卒業式が予定されておりますので、それにつきましては、休会とさせていただければと思います。

なお、3月14日月曜日につきましては、討論通告書締切りを午後5時に予定をしております。

その後、休会を挟みまして、週明けの3月22日、こちらにつきましては、予算常任委員会の全体会を午前10時から、議員全員協議会を午後1時半から、そして、翌日23日が、定例会議の本会議最終日ということで、各委員長報告、質疑、討論、採決、散会、このような日程案でございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会議日程につきましては、別紙案のとおり2月25日金曜日から3月23日木曜日までの27日間とし、会派代表質問4会派については2月28日に、市政一般質問14人については3月2日から4日までの3日間に4人ずつ、3月7日に2人とし、議案質疑は7日月曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように

取り扱います。

また、質疑通告書の提出期限につきましては2月28日月曜日、討論通告書の提出期限につきましては3月14日月曜日のそれぞれ午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、3月22日水曜日に午前10時から予算常任委員会全体会を、午後1時30分から議員全員協議会の開催を予定しておりますので、お含みいただきたいと思ひます。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、今定例会について、その他として執行部の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なさそうなアクションなのでないということ。

委員からは何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 そうしたら、私のほうからちょっとお願いがあるんですけども、執行部の皆様の今後、常任委員会等々の進め方のときに、隣にサポートでついている方が紙のページをめくるんですけども、その音がひたすら説明を阻害するという事態がありますので、総務部の皆さんのほうで、できれば、各課の説明の際に、隣の方のページをめくるときには、丁寧にめくってくれと。しゃーしゃー入って、声が小さい人の場合は説明が聞こえなくなってしまうので、よろしくお願ひしたいと思ひます。伝えておいてください。

ほかにないようでしたら、次第(2)に入る前に執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

今、10時56分なので、11時5分より再度開催したいと思います。

休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開させていただきます。

次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画協定等について、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするかを決定いたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定を見たいと思ひます。

本日は、企画部、市民生活部、保健福祉部、建設部、総務部から6件の案件がございます。

まず、企画部の案件を協議いたします。

那須塩原市公共施設等総合管理計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

企画部長。

○小泉企画部長 それでは、企画部のほうから、公共施設等総合管理計画の見直し、時点修正ということでのお願いになります。

この公共施設等総合管理計画なんですけれども、平成28年度に那須塩原市のほうでは、国の要請を受けまして作成をしております。

今回、国のほうから一定期間が過ぎたと、ただ、4年しか経過はしていないんですが、一定期間が過ぎたということで、全国の自治体に対しまして、計画の見直し、時点修正、この4年間の中で、施設等の移動等あったものについて、時点修正のほうをお願いしたいということでの要請がありまし

た。これを受けまして、今回の見直しについては、平成27年3月31日現在での公共施設の状況、これをつくりました公共施設等管理計画について、平成31年3月31日時点、この4年間での移動等について、内容の訂正のほうを行うものになっております。時点修正という扱いになります。

基本の目標、それから、計画期間の30年、目標としての施設保有総量の25%削減と耐用年数の20%延長、これにつきましては、当初作成した30年計画での目標ということになっておりますので、この変更は行わないというものになっております。

あと、財源的なところとしまして、国のほうから、今回一斉に見直すというものに当たりましては、今年度中に時点修正の見直しを行った場合に限り、委託料の2分の1を特別交付税で措置しますということで、これにつきましては、6月の議会に計上のほうをさせていただきまして、その後、委託業務ということで発注をし、対応したところでございます。

計画の概要につきましては、内容を変更するものではないけれども、厳しい財政状況に対応するために、長期的な視点、これをもって公共施設の更新、統廃合、長寿命化を行うことによりまして、財政負担の軽減と平準化を目的とするところになっております。

目標につきましては、先ほど申し上げましたように、施設保有量の25%削減、耐用年数の20%を目標ということで本市で掲げておりまして、平成29年の3月議会で議決を得たものでございます。

計画期間、これについては変更はございません。また、市民への効果、影響につきましても、先ほどの計画の概要と同じように、長期的な視点を持って対応することにより、財政負担の軽減、平準化に取り組むことができるというものになっております。

市民の参画については、当初策定するときに、パブリックコメントを実施しているところでございます。

また、総合計画の位置づけ、それから、上位法については、記載のとおりでございます。上位計画の議決についても、前期基本計画ということで、平成29年の3月ということになっております。

今回、計画の見直し内容というものが、なくしたものの、こういうところについての時点修正と、この公共施設等総合管理計画をつくった後に、各部署で部門別の計画をつくりました。特に教育部につきましましては、教育施設の長寿命化計画、こういうものもつくっております。こういったところの文言のそご、こういうものが出ている場合に、その辺の修正を合わせるといものが内容ということでありますので、時点修正ということで、今回報告案件ということで、この計画のほうの審査のほうをお願いしたものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 質疑がないようですので、それでは、議案とするか報告とするかを含め、委員の皆様からの御意見はございますか。議案とするか報告とするかの御意見をいただかないと先に進まないのので、よろしくお願いたします。

山形委員。

○山形委員 時点修正ということで、今、企画部長のほうからいろいろ聞きました。2分の1も国からの交付税と、そういったものでやっていくということで、今回これは報告のほうでよろしいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。



[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件は報告案件にすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、市民生活部の案件を協議いたします。

那須塩原市公共交通安全推進計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

市民生活部長。

○磯市民生活部長 それでは、那須塩原市交通安全推進計画の策定について御説明を申し上げます。

本計画につきましては、那須塩原市交通安全条例の理念に基づきまして、交通安全の取組を広く市民に周知するとともに、那須塩原市交通安全対策協議会を構成する機関、団体を初めとする交通安全関係者と市民が連携して、交通安全対策に取

り組むための指針として、毎年度策定しているものでございます。

計画の概要といたしましては、今年度の交通安全事故の状況を踏まえまして、来年度の交通安全重点推進項目及び交通事故発生防止に向けた具体的な取組を記載しているものでございます。

計画期間につきましては、来年度1年間になります。

市民等への効果及び影響ですけれども、こちらの計画に取り組むことによりまして、暮らしの安全が確保され、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与するというふうなことで考えております。

パブリックコメント等は実施しておりません。

今回の計画につきましては、那須塩原市交通安全協議会が構成する機関、団体を初めとしまして、交通安全関係者と市民が連携して交通安全対策に取り組むための指針として、毎年度策定しているものでございますので、3月の全員協議会での報告案件とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御審議のほうお願いを申し上げます。

説明は以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 質疑がないようですので、それでは、議案とするか報告とするかを含め、委員の皆様からの御意見はございますか。

森本委員。

○森本委員 これは、毎年策定されているものということで、部長のおっしゃるとおり報告でいいのかなというふうに考えます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

んか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議ないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

ありがとうございました。

次に、J Rバス関東株式会社との職員の派遣に関する協定、2件ございますが、まずは生活課の方を協議いたします。

引き続き執行部から説明をお願いいたします。

市民生活部長。

○磯市民生活部長 それでは、先に私のほうから、J R関東株式会社との職員の派遣に関する協定の締結について御説明を申し上げます。

こちらの協定につきましては、令和2年度那須塩原市とJ Rバス関東株式会社との包括連携協定に基づきまして、連携事項を推進するために協定を結ぶものです。市民生活部につきましては、連携事項のうち、公共交通に関する連携というふうなことでございます。

今現在の、今年度職員の派遣をいただいておりますけれども、それをさらに1年間延長するというふうな内容の協定を結ばせていただきたいというふうな内容となっております。

こちらの職員の派遣に当たりましては、総務省の地域活性化起業人制度というふうなものを活用させていただきまして、特別交付税の措置がございます。人件費相当の560万円までが特別交付税で措置されるというふうなことになっておりまし

て、来年の予算のほうにも負担金として計上させていただいているところでございます。

市民等への影響及び効果でございますけれども、職員の派遣に関する協定締結とすることによりまして、包括連携協定書に関わります連携事項を具体的に実施することができるというふうなことがございます。

次に、5番の特記事項ですけれども、こちらにつきましては、既に御説明させていただきまして、昨年度も同じように職員の派遣に関する協定書のほうを結ばせていただいております。この協定につきましては、ただいま御説明しましたような内容につきましては、職員の派遣について明文化するというふうなことでございますので、3月の議員全員協議会で報告させていただきまして、報告後速やかに来年度に向けての締結を行いたいと考えているところです。

私からの説明は以上になります。

すみません、じゃ、一応私の方の案件で進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

○齊藤委員長 すみませんです。

では、説明が終わりましたので、質疑はございますか。

山形委員。

○山形委員 すみません、確認なんです、この職員の人数とは何名ぐらいでしたか。

○磯市民生活部長 職員の人数。

○山形委員 派遣の人数。

○齊藤委員長 市民生活部長。

○磯市民生活部長 今、生活課に1名の職員の派遣をいただいているところです。

○齊藤委員長 山形委員。

○山形委員 先ほど、特別交付税のほうで560万円というふうな話をいただいていたんですが、そうすると、そのお金は全て人件費ということによ

しいんですか。

○齊藤委員長 市民生活部長。

○磯市民生活部長 給与相当分というふうなことで、560万円を限度として特別交付税が措置されるというふうなことでございます。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なさそうですので、それでは、議案とするか、報告とするかを含め、委員の皆様からの御意見はございますか。

森本委員。

○森本委員 職員の派遣ということで、迅速に業務を行うという部分もありますので、これは、部長のおっしゃるとおり報告でよろしいかと思えます。

○齊藤委員長 続きまして、山形委員は。

山形委員。

○山形委員 先ほど森本委員が言ったようなことで、報告でいいかと思えます。

以上です。

○齊藤委員長 それでは、そのほかにないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議ないものと認め、本案件につい

ては報告案件にすることに決しました。

それでは、次に、保健福祉部の案件を協議いたします。

JRバス関東株式会社との職員の派遣に関する協定、今度は新型コロナウイルス感染症対策室のほうを協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

保健福祉部長。

○鹿野保健福祉部長 では、説明させていただきます。

先ほど、市民生活部からも同様の協定について説明がありました。保健福祉部におきましても、現在の協定に基づく職員の派遣について、令和4年度においても更新、延長をしたいというものでございます。

現在の協定期間につきましては、昨年の10月1日から今年度末まで、3月31日までの6か月間ということでした。令和4年度につきましても、引き続き協定を継続したいというものになります。

資料にもございますように、地域活性化起業人制度、これも市民生活部のほうからも同様の説明がありましたが、それを活用することによりまして、特別交付税の対象となることから、市の財政負担、これについてはございません。

業務内容といたしましては、こちらも引き続きの業務ということになりますけれども、包括連携協定、こちらに基づきまして、地域の観光振興に関すること、具体的には新型コロナウイルス対策室の新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度、こちらを中心に担務していただきたいと、このように考えてございます。

3月の議員全員協議会、こちらに報告させていただきまして、速やかに協定のほう締結いたしまして、新年度に備えたいと、このように考えているところでございます。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願  
いたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

小島委員。

○小島委員 このJRバス関東で、もう1名の職員  
に従事させるという考え方でいいのか確認したい  
と思うんですけども、お願いします。

○齊藤委員長 答弁お願いいたします。

保健福祉部長。

○鹿野保健福祉部長 先ほど、市民生活部長からあ  
りましたけれども、市民生活部生活課に1名、10  
月からは保健福祉部のコロナ対策室に1名という  
ことで、合わせますと2名の職員が派遣してきて  
いただいているということになります。

○齊藤委員長 小島委員、よろしいですね。

それでは、そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、それでは、ここで議員間  
討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、それでは、議案  
とするか報告とするかを含め、委員からの御意見  
はございますか。

森本委員。

○森本委員 先ほどと同じ理由で、これは報告でよ  
ろしいかと思えます。

○齊藤委員長 そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び  
質疑を終了したいと思います。異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたし  
ます。

本案件について、執行部提案のとおり報告とす  
ることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件につ  
いては報告案件にすることに決しました。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩といたし  
ます。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会  
を再開いたします。

次に、建設部の案件を協議いたします。

東那須産業団地緑地協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○鈴木都市計画課長 都市計画課の鈴木です。今日  
はよろしくお願いたします。

それでは、東那須産業団地緑地協定の変更につ  
いて説明いたします。

最初に3番の協定締結の目的及び背景から説明  
をさせていただきます。

対象となりますのは現在的那須ガーデンアウト  
レットの場所となりますが、平成19年度に民間企  
業に売渡しをする前に、良好な産業団地の環境の  
形成を確保することを目的に、土地所有者である  
栃木県と那須塩原市で緑地協定を締結し、現在ま  
で継続してきたところです。

那須ガーデンアウトレットは、現在、三井住友  
信託銀行が土地を所有しており、三井住友信託銀

行から、今後の運営を計画するために、用途地域を設定していただきたいと要望がありましたので、栃木県と調整し、土地所有者から提案する、都市計画提案制度を活用し、用途指定をすることとしたところです。

また、栃木県からは、用途地域を指定することと合わせて、地区計画を設定する必要があると指導を受け、産業機能の維持及び充実を図るために適した、準工業地域の用途指定とし、地区計画では、市道、緑地、調整池及び公園の配置や建築物の制限などを行う予定です。この地区計画と緑地協定の整合を図る必要があるため、今回、協定の一部を変更するものです。

緑地協定の変更について、説明をさせていただきます。

5番の特記事項を御覧ください。

緑地協定には、緑地帯を指定しております。緑地帯は、区域の外周を囲む形で、幅25メートル、延長約1,600メートルを指定しておりますが、その一部、約100メートルを那須ガーデンアウトレットの配置計画の見直しにより削除するため、添付図面が変更になるものです。

また、緑地協定には、保全する樹木として、アカマツやコナラと並び、ブナを指定しておりますが、区域内にブナが存在していないことから、合わせて削除するものです。

本協定の締結は、1番の協定の締結先に記載のとおりですが、平成19年当時は、栃木県と那須塩原市の2者でしたが、土地所有者に三井住友信託銀行が加わりましたので、3者による協定締結になります。

以上のことから、都市計画決定に基づく、緑地協定の変更であり、協定内容の一部を変更するものであるため、議員全員協議会での報告による対応としてお願いしたいと考えております。

今回の対応につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 質疑はないようですので、それでは、……。

すみません、皆さん、ミュート外して委員長と一言してくれば助かるんですが、画面でやるとちょっとタイムラグが出てしまうので、先にミュートを解除して、委員長と言ってください。もし質疑等ある場合はお願いいたします。

それでは、議案とするか報告とするかを含めて、委員の皆様からの御意見はございますか。

中里委員。

○中里委員 協定の内容の一部変更ということですので、こちらも、全協での報告案件という取扱いでよろしいかというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか御意見ございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

○相馬副議長 委員長、すみません、ちょっと1件だけ聞きたいことがあるんですけども、駄目でしょうか。

○齊藤委員長 できれば、アドバイスの面だったらいいんですけども、質疑であれば。この場面ではないと駄目だということのなんでしょうか。

○相馬副議長 認識的にはちょっと駄目かなと思って質疑したいことがあるんですけども、いかがでしょうか。

○齊藤委員長 それは各委員に対して、今、中里委員は報告ということがあったんですけども、報告にはしちや駄目だということの認識での

ということでしょうか。

○相馬副議長 いや、そうではないんですが、当然都市計画区域に決定すると、都市計画税というものがまず発生するんだらうと思うんです。それが、三井住友の事業者だけのものなのか、その近隣も含めると、地元の土地所有者の区域にも、その都市計画区域というか、その用途指定区域に入ると、都市計画税が発生するので、その地元住民の土地も含まれるのかどうかだけちょっと聞きたかったんですが。

○齊藤委員長 これは、その案件の緑地協定には、それは含まれているのかというところが争点だと思うんですけれども、都市計画税の話は出ていないと思うんですか。

○相馬副議長 そうですね、失礼いたしました。

○齊藤委員長 申し訳ございません。後で多分聞いていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そのほか、じゃ、ないですかね。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りをいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、総務部の案件を協議いたします。

災害発生時における生活物資の供給協力に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 それでは、協定の締結につきまして、御説明申し上げたいと思います。

協定の締結先でございますけれども、こちらは民間企業のヨークベニマルということでございます。

協定の内容につきましては、災害時における物資の供給ということでございます。

協定の締結の目的及び背景でございますけれども、市では、災害に備えまして、飲料水、食料、それから、生活必需品、災害応急対策等の備蓄を行っておりますが、大規模災害時には、避難生活の長期化等に伴いまして、必要物資の不足が想定されるということでございます。こうしたことから、市では、県内外の自治体、あるいは民間企業と災害時の連携協定を締結しておりまして、物資供給の協力を得られるということになっておりますが、交通網などの被害によりまして、物資供給までに時間を要するおそれがあったというようなことがございます。

市民等への効果及び影響でございますけれども、本協定の締結によりまして、市内の複数店舗から、速やかに物資供給が可能となるということでございまして、備蓄品の不足を補うことができるということから、避難所の円滑な運営が可能となりま

して、市民の安全確保につながり、災害応急、復旧対策に円滑に実施できるということでございます。

特記事項といたしまして、本協定とは、市の要請によりまして、株式会社ヨークベニマルが物資を供給した際に要した経費は市が負担するということで考えております。

若干補足させていただきますと、このヨークベニマル、現在、市内に3店舗ございます。上厚崎店、黒磯店、それから、那須塩原店、ごめんなさい、4店舗ですね、現在。西那須野店ですね。4店舗ございまして、現在、西富山の準備をしております、今年4月にオープン予定ということでございまして、合わせまして、5店舗の店舗が那須塩原市にできるということでございます。

あと、ちなみに県内の他市との協定でございますけれども、大田原市と令和元年の9月30日、それから、佐野市につきましては、令和2年の3月23日、足利市につきましては、2年の7月15日ということで、既に県内の自治体とも協定なども締結しているということでございます。

また、同様の物資供給の協定につきましては、とちぎコープ生活協同組合、あるいはイオンビッグ株式会社、あるいは株式会社カインズ、あるいはNPO法人コメリ災害対策センター、それから、那須塩原市商工会、西那須野商工会などの物資供給に関する協定などは結んでいるということでございます。

供給先を増やすことによりまして、災害応急、復旧を円滑に対応できるというようなことから、ぜひこちらの協定については、締結してまいりたいということでございます。

また、こちらにつきましては、これまで締結してまいった相手方と同様に、議員全員協議会での報告とさせていただきますことが、速やかに執行して

まいりたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上でございます。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

山形委員。

○山形委員 特記事項の中で、市の要請によりヨークベニマルが物資を供給した際に要した経費というふうなことになるんですが、これは主に、物資を運んだときの運搬費、それに伴う人件費が市が負担するというふうな認識でしょうか。お願ひします。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 こちらの経費につきましては、供給していただいた、その物資の要するにいわゆる値段、一応購入という形になりますので、供給していただいた物資については、市が購入させていただくという形で、その値段についても、通常の小売値の値段という価格設定の中でお支払いするというところでございますし、さらに、避難所まで運搬を伴う場合は、その運搬費用といったところも市の負担という形となっております。

ただ、しゃくし定規に、全て頂いたものをお金お支払いということではなくて、ものによっては、例えば生鮮食品とか、そういったものについては、向こうから無償で提供いただけるとか、そのようなことを前提に話は進めているところでございます。

以上でございます。

○齊藤委員長 そのほか、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、それでは、議案とするか報告とするかを含め、委員の皆様からの御意見はございますか。

山形委員。

○山形委員 すみません、委員長。

ほかの協定も同様にされているということで、  
近隣では大田原市も結んでいるということで、全  
員協議会での報告でよろしいかと思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか、御意見ございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了した  
いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了  
いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたし  
ます。

本案件については、執行部提案のとおり報告と  
することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議はないものと認め、本案件につ  
いては報告案件にすることに決しました。

以上で(2)議会基本条例第11条に基づく計画等  
について終了といたします。

その他として執行部から何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から執行部に対して何かございま  
すか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、それでは、この  
後、議会側の案件に入りますので、執行部の皆様  
におかれましては、ここで退席をお願いいたしま  
す。

大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会  
を再開いたします。

次第(3)3月定例会議の対応についてに入ります。  
資料がありますので、事務局から説明をお願い  
いたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、今、御通知申し  
上げました資料を御確認いただければと思います。

3月定例会議の対応案でございますけれども、  
まず1点目、職員の半数入替制でございます。オ  
ミクロン株の感染力が強いということに鑑みまし  
て、感染対策の観点から、半数入替えして行っ  
てはどうかというものでございます。議場出席者  
につきましては、質問通告、質疑通告の状況等踏  
まえて、事務局において案を作成し、正副委員  
長に了承の上議員に通知する形を考えております。

2点目でございます。本会場で、委員会での執  
行部説明ですが、感染対策のため、時間短縮に努  
める観点から、執行部説明につきましては、今  
まで以上に簡潔な説明とするように依頼をする  
というものでございます。

3点目、質疑の通告制の採用でございますが、  
こちらも質疑の時間短縮、それから、半数入替  
制の関係もございまして、全ての議案について  
通告制とするものです。

4点目、執行部の出席者ですが、一般質問等  
においては、質問者において答弁の可能性がある  
部長等を指名して、答弁機会のない部長等につ  
いては、感染対策の観点から出席しないものと  
します。議案質疑においても、通告制により、  
執行者側の出席者を限定できればというふう  
に考えております。



5点目、傍聴でございますが、傍聴につきましては、今まで以上に間隔を空け、上限を8席として、縦横斜め、多少離れる形でできないかというものでございます。また、極力中継を見てもらえるようお願いをする。議場コンサートについても行わないこととします。

6点目、委員会の出席者ですが、執行部において、感染症予防の趣旨を踏まえ、適切に判断をする。

7点目です、委員会の場所と中継ですが、今回につきましては、議場と、西那須野庁舎の旧議場、それから、Zoom、この3つを各委員会ローテーションで使用しまして、議場を使用する日に委員会中継を行うとするものでございます。

続きまして、次のページです。

8番、予算常任委員会全体会及び3月定例会議中の議員全員協議会ですが、現在発動されている議会BCPが解除された場合には、議場で行う。もし、BCPが22日まで継続された場合にはZoomで行うこととしてはどうかというものです。

また、9点目、感染防止策でございますが、昼食を取る機会があると思うんですけども、こちらについては、基本的に黙食としていただく。さらに休憩時間中につきましても、マスクを外した状態での会話、こちら感染の危険がございますので、会話をするときにはマスクをする。マスクを外した状態での会話は行わないとするものです。

最後、その他でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況等によっては、会議期間の短縮や一般質問の中止、その他必要な措置を行うことがあるとするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 大体分かりましたが、一応確認のために、西那須野旧庁舎議場を使うというあたりについて、新しいことなので、もうちょっと説明をいただけますか。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 今まで議場とZoom会議と、それから、303会議室を使っていたというところがございますが、そのZoom会議において、執行部側を303会議室から入っていただくのいいのではないかということ、それから、西那須野支所とも調整をしまして、西那須野庁舎の旧議場が使えるということが確認取れましたので、ある程度広いスペースも確保できるというところもございますので、今回につきましては、西那須野庁舎の旧議場、そちらで常任委員会を行うということとしてはどうかという提案でございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

大野委員。

○大野委員 コロナ禍の中で、議員の半数入替制とか、いろいろ工夫されてやるということなんですけれども、これ議員の入替制をやるのであれば、傍聴者は、大変申し訳ないけれども、今回はないのかなという感じがするんですね。議員が半分いないのに、傍聴が入っていると、その辺はどうですかね。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

その話は正副でもしたんですけども、基本的に議会モニターというところもあるんですが、入れないという選択肢は今回ちょっと外さないかということで、ちょっと係長とかにも相談乗ってもらったんです。本来であれば、確かに来るなということは言えるんですけども、どこを優先かということなんですけども、議員半分にするというのは、

感染リスクの低減というところもあるので、傍聴席と議員の席も物すごく離れているというところと、さらに半分に絞った人数というところもあったので、傍聴の機会をちょっと奪うことをどう考えるかというところもあったので、今回はちょっと新たに8名だけを入れたらどうかということで提案させてもらったんですね。前は止めちゃったんですが、議会モニターさんの意見に関しては、議場に来られないから、ネット中継がないから見られないというお話をいただいている、そういった意見もちょっと工面をして、我々も人数が少ないので、傍聴数が逆に入れられないかという話になったという経緯になるんですけども、どうでしょうかね。すみませんです。

一応、基本的には、外で、要はなるべく、来ないでくださいとは言えないんですけども、開けておけばという話でちょっと今回は進めさせていただくということ、すみません、ありがとうございます。

そのほか、御意見ございますか。

山形委員。

○山形委員 確認なんですけど、さっき鈴木伸彦委員も言ったんですが、西那須野旧庁舎の議場というところは、私もちょっと行ったことがないので分からないんですけども、皆さんタブレットでやるんで、その辺Wi-Fiとかしっかりなっているのかな。それちょっと確認したかったんですが。

○齊藤委員長 それは、先ほど聞いていたんですけども、議場で行う、現地です、リアルです。

○山形委員 分かりました。

○齊藤委員長 そうなんです。だから、西那須野旧庁舎のWi-Fiを使うのではなくて、それはZoom会議と書いてあるところがWi-Fiを使うだけであってということになります。

すみません、そんなわけで、こちらから、総務企画常任委員会の案件のときは、西那須野旧庁舎議場に行くということもありますし、あと、今、係長に確認したら、タブレットは使うので、その間はLTEで使用するということです。Wi-Fiではない。西那須野旧庁舎はまだありませんので、そのほかございますか。

大野委員。

○大野委員 ごめんなさい、先ほどの傍聴についてですけども、傍聴入れるとすれば、今回は連絡先とか、その辺きちんと、その辺申し訳ないんですけども、何かあったときのために聞いておいたほうが良いと思います。

○齊藤委員長 分かりました。それは対応させていただきます。傍聴するからには、連絡先をいただくということで、それは徹底したいと思います。ありがとうございます。

小島委員、どうでしょう。

○小島委員 Zoom会議もいいんですが、なかなか回線もうまくいかないときもあるんで、できればZoom会議でなくて議場の控室、あれだけ広いところで、今度人数が少なければ、それほどコロナの感染の危険性は少ないという感じはするんですけども、Zoom会議を控室辺りにすることは可能かどうかちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○齊藤委員長 正副案でも、Zoom会議は引き続きどこかで取り入れていかなければ、皆さんやり方も忘れてしまいますし、あと、今言った、控室でしたか、委員。控室そんなに広くないんですよ、実は。執行部が人数が狭まっちゃうので、この間も実は課長以下で係長級、あとは主査とか、実行部隊の人が説明に来なくなっちゃうので、人数制限されちゃうので、だから、結構説明に後でというところが出てきちゃうんですね。なので、職

員大分で参加していただくとなると、こういった体制のほうがいいのかなとも思ったので、今回は多分、事務局のほうでも広いところを用意してくれたのかなとは思ったんですけども、言っているお気持ちはよく分かります。

もし、今回小島さん聞けていればいいけれども、昨日だかおとといみたく。

○小島委員 そうなんですよ。

○齊藤委員長 そうですね。今日は303も調子悪いので、ちょっとその辺はまた考えていきたいかなということもありますし、訓練だけであれば、こちらの市役所に来ていただいて、分散してというのも考えたんですけども、一応議場は使っているところもありますので、混線回避のために、ちょっとこういうふうにやってみたいなどは思っています。申し訳ございません。御協力ください。

逆に、委員の皆様から、聞こえないときは、もう一度聞こえないというふうに言っていただいて、何度も説明願ってもいいと思いますので、別に早く終わらそうというわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、ただいまの説明のとおりとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

(3)を終了といたします。

次に、(4)その他に入ります。

○取組実行計画について

○齊藤委員長 事務局から何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

---

◇

### ◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時03分